

必ずお読みください

2019年12月

団体総合生活保険の 2019年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2019年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

(1) 各補償共通の改定内容

補 償	改 定 項 目	概 要
各補償共通	薬物免責規定の改定	危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた傷害等を免責とします。
	「同居」の定義の明確化	マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同居」の定義における「同一家屋」にあたらないことを明記します。
	介護保険法改正に伴う改定	介護保険法改正により新設される「介護医療院」について、「介護療養型医療施設」と同等の施設取り扱いします。
	サービス「デイリーサポート」の運用の見直し	「法律・税務相談」および「社会保険に関する相談」の電話受付時間を変更します。また、「介護アシスト」で同様のサービスを提供しているため、「介護関連サービス」を廃止します。

(2) 各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償	
① こども傷害補償	② 賠償・財産・費用に関する補償

①	②	改定項目	概要
○	○	保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、保険料を改定します。
○		「ギプス等」に関する規定の改定	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「その他これらに類するもの」を限定列举方式に変更します。また、保険金のお支払対象となる部位に顎骨および顎関節等を追加します。

①	②	改定項目	概要
	○	「個人賠償責任補償特約」の補償対象の拡大	<p>保険金のお支払対象に、以下の損害賠償責任を追加します。</p> <p>① 以下の管理財物を損壊((a)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含みません。)したことによって保険の対象となる方が負担する損害賠償責任</p> <p>(a)他人から預かった物・レンタル品等の受託品(日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。)*1</p> <p>(b)ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産</p> <p>(c)ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート</p> <p>② 誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合(電車等の財物損壊なし)に、鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任</p> <p>③ 別居の未婚の子等(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任</p> <p>*1 こども傷害補償と同時にご加入いただく場合は、従来どおり、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物、ノート型パソコン、1個または1組で100万円を超える物等についても補償対象となります。</p>

このご案内は、2019年10月1日始期以降の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-18016-201902